





項」の下に「又は第六十八条の十七第一項」を加える部分に限る。) 及び同条第二号の改正規定、第二条の規定、第四条中山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第三条第一号の改正規定(「第四十三条の三第二項」の下に「又は第六十八条の十八第二項」を加える部分に限る。)並びに第六条中特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十六条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第四条第一号の改正規定(「第四十三条の三第二項」の下に「又は第六十八条の十八第二項」を加える部分に限る。)は、平成十五年三月三十一日から施行する。

**附 則** (平成一六年三月三一日総務省令第七四号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

**附 則** (平成二三年八月三〇日総務省令第一二六号)

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和六年三月三〇日総務省令第三五号)

この省令は、令和六年四月一日から施行する。